

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則【都市戦略局計画部都市計画課】	3
○ 北九州市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則【都市戦略局計画部開発指導課】	4
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課】	10

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の規制に関し必要な事項を定めるため、北九州市宅地造成等規制法施行細則の全部を改正することにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立介護実習・普及センターの休業日を土曜日から月曜日に変更することにしました。

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することにしました。

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 5 号

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年北九州市条例第 2 9 号）付則第 2 号に掲げる規定の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

北九州市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 6 号

北九州市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

北九州市宅地造成等規制法施行細則（昭和 4 1 年北九州市規則第 1 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）の施行については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 3 7 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（工事の安全性を確かめるための書類）

第 2 条 省令第 7 条第 1 項第 1 2 号若しくは第 2 項第 1 0 号又は第 6 3 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- （1） 工事主の資力及び信用に関する申告書
- （2） 工事施行者の施行能力に関する申告書
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 省令第 5 8 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 2 号の規則で定める書類は、前項第 3 号に掲げるものとする。

（不許可の通知）

第 3 条 法第 1 4 条第 2 項（法第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 3 3 条第 2 項（法第 3 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の処分の通知は、不許可通知書により行うものとする。

（協議の申出等）

第 4 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 1 5 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が市長と協議をしようとするときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書に省令第 7 条第 1 項各号又は第 6 3 条第 1 項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第 1 5 条第 1 項又は第 3 4 条第 1 項の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が市長と協議をしようとするときは、土石の堆積に関する工事の協議申出書に省令第 7 条第 2 項

各号又は第63条第2項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項又は前項の協議申出書の内容を調査し、適当と認めたときは協議成立通知書により通知するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の協議申出書の内容を調査し、不適當と認めたときは協議不成立通知書により通知するものとする。

5 第1項の協議について第3項の協議成立通知書を受けた者は、当該協議成立通知書に係る工事に変更が生じたときは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書に省令第7条第1項各号又は第63条第1項各号に掲げる書類のうち当該協議成立通知書に係る工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

6 第2項の協議について第3項の協議成立通知書を受けた者は、当該協議成立通知書に係る工事に変更が生じたときは、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書に省令第7条第2項各号又は第63条第2項各号に掲げる書類のうち当該協議成立通知書に係る工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(工事着手の届出)

第5条 法第12条第1項若しくは第30条第1項の許可を受けた工事主又は法第27条第1項の規定による届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 法第49条の標識の設置状況を明らかにする写真

(2) 工事の工程を示す書類

(軽微な変更の届出)

第6条 法第16条第2項又は第35条第2項の軽微な変更をした工事主は、工事の変更届出書を市長に提出しなければならない。

(届出工事の変更)

第7条 法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書(区域指定時)を市長に提出しなければならない。

2 法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書(擁壁等の除却)を市長に提出しなければならない。

(中止等の届出)

第8条 法第12条第1項又は第30条第1項の許可を受けた工事主は、工事

を廃止し、又は一時中止しようとするときは、工事の一時中止・廃止届を市長に提出しなければならない。

（定期の報告）

第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書によるものとする。

2 土石の堆積に関する工事に係る法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、土石の堆積に関する工事の定期報告書によるものとする。

（宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事）

第10条 省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

（擁壁等の設置の代替措置）

第11条 市長は、盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面について、災害の防止上支障がないと認められるときは、政令第20条の規定により、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次の各号に掲げる工法のいずれかをもって措置させることができる。

（1） 積石工

（2） 編柵工又は積苗工

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める工法

（適合証明書の交付申請）

第12条 省令第88条に規定する書面の交付の申請は、適合証明書交付申請書に、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3に規定する建築確認申請書又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号）第64条第1項に規定する畜舎建築利用計画の認定申請書若しくは同令第72条第1項に規定する畜舎建築利用計画の変更認定申請書の正本並びにこれらに添付されている付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに現況写真その他市長が必要と認める図書を添付して、市長に提出して行わなければならない。

2 前項の書面の交付は、適合証明書により行うものとする。

（身分証明書の様式）

第13条 法第7条第1項（法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する身分証明書は、別記様式によるものとする。

（帳票の様式）

第 14 条 別表に掲げる帳票の様式は、都市戦略局長が別に定める。

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市戦略局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項本文の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

根拠規定	帳票
第2条第1項第1号	工事主の資力及び信用に関する申告書
第2条第1項第2号	工事施行者の施行能力に関する申告書
第3条	不許可通知書
第4条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
第4条第2項	土石の堆積に関する工事の協議申出書
第4条第3項	協議成立通知書
第4条第4項	協議不成立通知書
第4条第5項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書
第4条第6項	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書
第5条	工事着手届出書
第6条	工事の変更届出書
第7条第1項	届出工事の変更届出書（区域指定時）
第7条第2項	届出工事の変更届出書（擁壁等の除却）
第8条	工事の一時中止・廃止届
第9条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
第9条第2項	土石の堆積に関する工事の定期報告書
第12条第1項	適合証明書交付申請書
第12条第2項	適合証明書

別記様式（第 13 条関係）

（表面）

第 号			
身 分 証 明 書			
職名			
氏名			
生年月日	年	月	日生
有効期限	年	月	日まで
上記の者は、次の権限を有する者であることを証明する。			
（１） 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 5 条第 1 項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、測量又は調査を行うこと。			
（２） 宅地造成及び特定盛土等規制法第 6 条第 1 項に規定する障害物の伐除等を行うこと。			
（３） 宅地造成及び特定盛土等規制法第 24 条第 1 項及び第 43 条第 1 項の規定により、立入検査をすること。			
年 月 日			
北九州市長			印

（縦 5.5 センチメートル、横 9 センチメートル）

（裏面）

この証明書は、表記の権限を行使する際は必ず携帯し、関係人の請求があったときは、いつでも提示すること。
--

（縦 5.5 センチメートル、横 9 センチメートル）

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 7 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の北九州市立介護実習・普及センターの項中「土曜日」を「月曜日」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。